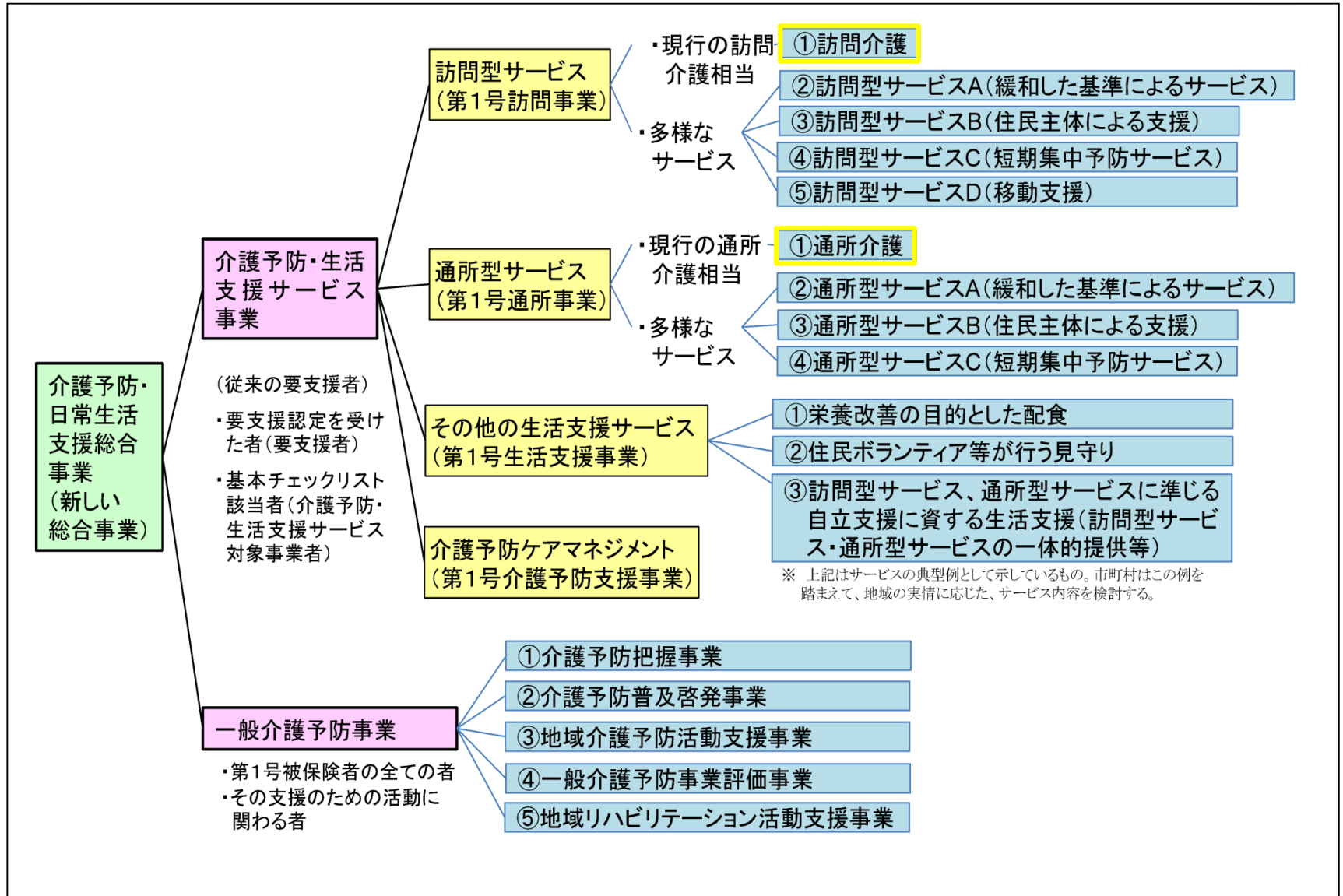


# 事業所指定等の手続きについて

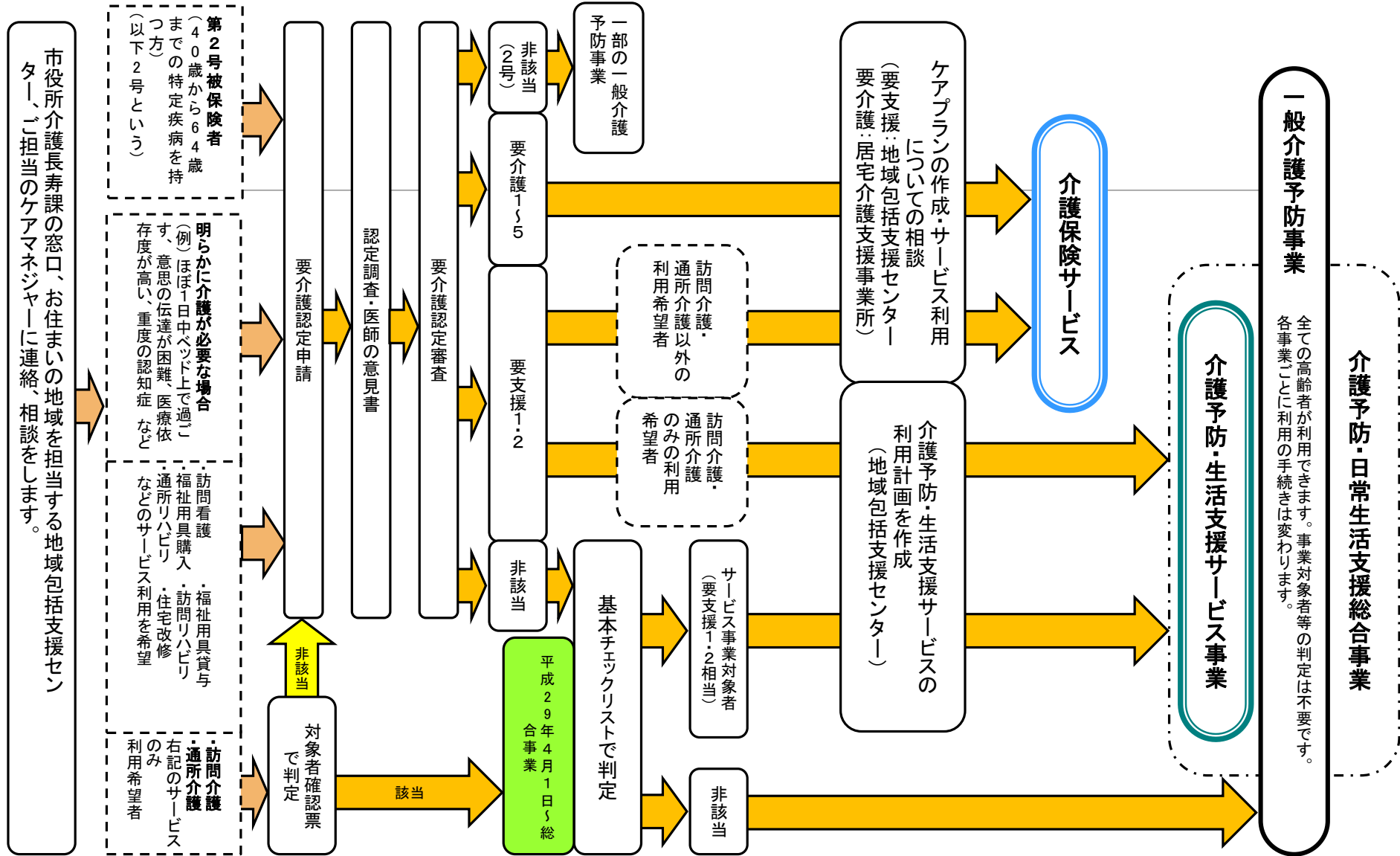
---

名取市 健康福祉部 介護長寿課

# 介護予防・日常生活支援総合事業の構成



# 介護予防・日常生活支援総合事業の利用手続



# 名取市の介護予防・日常生活支援総合事業サービス類型

サービス類型	事業分類	現行のサービス	サービス類型	事業分類	移行後のサービス	内容	
一次予防事業	介護予防普及啓発事業		一般介護予防事業	介護予防普及啓発事業		地域包括支援センターが行う住民への普及啓発時に、住民主体の介護予防活動の必要性や「通いの場」の効果について、理学療法士を講師として派遣	
	介護予防サポーター養成事業	通いの場づくり立ち上げ支援事業		地域介護予防活動支援事業	介護予防サポーター養成事業		地域の介護予防の取組についてキーパーソンとなる介護予防サポーターを養成。スキルアップ講座も有
					通いの場づくり立ち上げ支援事業		介護予防と地域づくりを目的に、住民主体の通いの場の立上げ支援を地域包括支援センターが行う。なとりん体操の実施と週1回以上の開催が要件
	地域介護予防活動支援事業				高齢者ふれあいサロン事業		介護予防や生きがいがづくりを目的に、住民主体で気軽に集える事業を実施する団体に運営費の一部を助成。月4日以上開催が要件
	地域介護予防活動支援事業				高齢者生きがいがづくり支援事業		介護予防や生きがいがづくりを目的に、住民主体で気軽に集える事業を実施する団体に運営費の一部を助成。年6回以上の開催が要件
	地域介護予防活動支援事業				地域リハビリテーション活動支援事業		地域における介護予防と自立支援に資する取組みを強化することを目的に、リハビリテーション職等を活用し、通いの場でフォローアップを行うことや、サービス担当者会議等への助言などを行う。
二次予防事業	通所型介護予防事業	—	基本チェックリスト活用による対象者把握		対象：窓口相談に来た方、介護保険申請に来た方 内容：職員及び地域包括支援センター職員による基本チェックリストの聞き取り調査及び情報収集により多様なサービスへつなぐ		
	対象者把握事業	—	介護予防・生活支援サービス事業	介護予防ケアマネジメント		対象：基本チェックリストにより、事業対象者に該当する基準のいずれかに該当した方 内容：要支援者に対し、総合事業によるサービスが適切に提供できるようケアマネジメント	
予防給付	介護予防支援	介護予防支援		訪問介護相当サービス		対象：入浴介助といった身体介護を必要とする方 内容：入浴・排泄・食事等の介護、掃除、洗濯・調理等の家事、その他の日常生活支援	
	訪問介護	介護予防訪問介護		通所介護相当サービス		対象：入浴介助といった身体介護を必要とする方で、継続しての利用の必要性が高い方 内容：食事・排泄・入浴等の介護、健康管理、訓練、レクリエーションなど	
	通所介護	介護予防通所介護					

# 訪問型サービス

サービス種類	考えられる実施主体	実施方法	平成29年度以降 実施予定
訪問介護相当 サービス (現行相当の サービス)	指定介護予防事業所 (みなし指定)	事業所指定	平成29年4月1日 から実施
訪問型サービスA (緩和した基準に よるサービス)	指定介護予防事業所 (みなし指定) NPO・シルバー人材センター・ 民間事業者等	事業所指定 委託	検討中
訪問型サービスB (住民主体による サービス)	ボランティア団体等	補助・助成	検討中
訪問型サービスC (短期集中 予防サービス)	市、保健・医療の専門職	直接	検討中

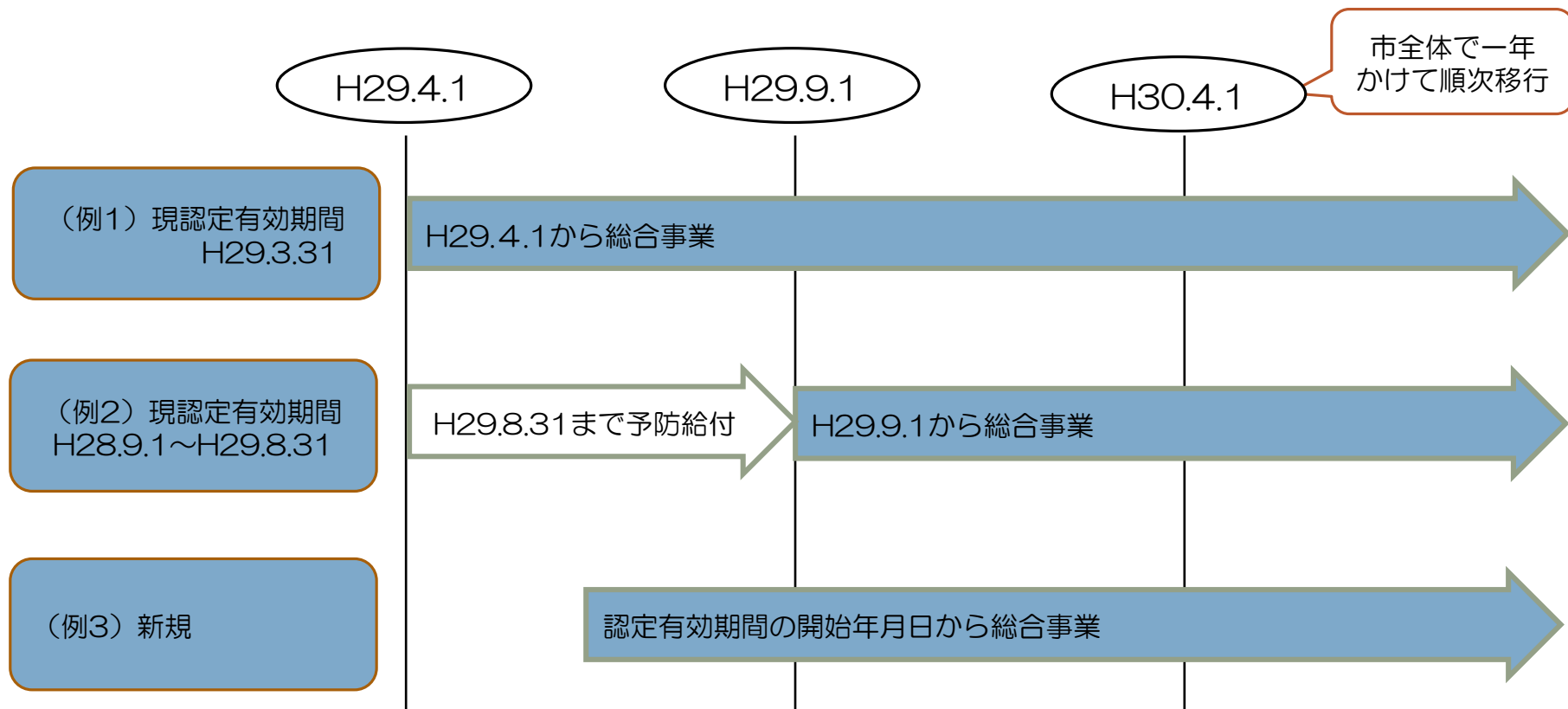
# 通所型サービス

サービス種類	考えられる実施主体	実施方法	平成29年度以降 実施予定
通所介護相当 サービス (現行相当の サービス)	指定介護予防事業所 (みなし指定)	事業所指定	平成29年4月1日 から実施
通所型サービスA (緩和した基準に よるサービス)	指定介護予防事業所 (みなし指定) NPO・シルバー人材センター・ 民間事業者等	事業所指定 委託	検討中
通所型サービスB (住民主体による サービス)	ボランティア団体等	補助・助成	検討中
通所型サービスC (短期集中 予防サービス)	市、保健・医療の専門職	直接	検討中

# 介護予防・生活支援サービス事業の対象者について

①平成29年4月1日以降に、新規・区分変更・更新により要支援の認定を受けた方  
(認定有効期間の開始年月日が平成29年4月1日以降の要支援者)

②平成29年4月1日以降に、基本チェックリストで事業対象者と判定された方



# 事業所の指定

## ① 平成27年3月31日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けていた事業者

平成27年4月1日に総合事業（現行相当サービス）の指定を受けたものとみなされています。

指定の有効期間は、平成30年3月31日までです。

※みなし指定は、全市町村に効力が及びます。

## ② 平成29年4月1日から名取市訪問介護相当サービス・通所介護相当サービスの指定

平成27年4月1日以降に指定された事業者については、みなし指定の対象になりません。

都道府県の介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業者は、名取市の総合事業におけるサービス事業者の指定を受けられるよう手続きを行います。

指定の有効期間の満了は、6年間とします。



# 事業に関する申請

①平成27年3月31日時点で都道府県の指定を受けている指定介護予防サービス事業者

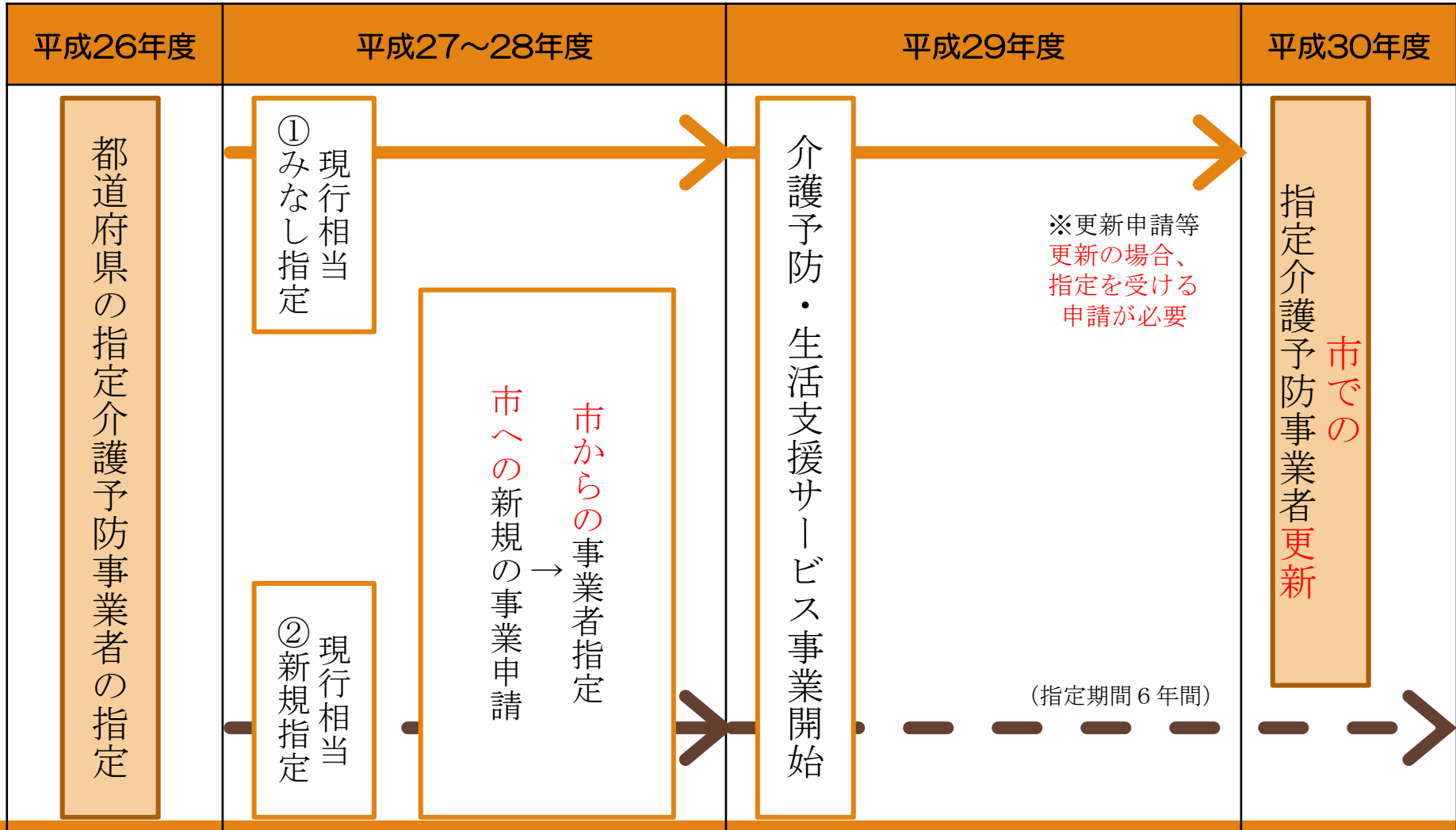
名称 ( )内はガイドラインの標記	名取市への申請	サービスコード
訪問介護相当サービス (現行の訪問介護相当)	不要	A1
通所介護相当サービス (現行の通所介護相当)	不要	A5

②平成27年4月1日以降に都道府県の指定を受けた指定介護予防サービス事業者

名称 ( )内はガイドラインの標記	名取市への申請	サービスコード
訪問介護相当サービス (現行の訪問介護相当)	必要	A2
通所介護相当サービス (現行の通所介護相当)	必要	A6

# 総合事業の事業者指定の流れ

- ①平成27年3月31日以前みなし
- - - - - → ②平成27年4月1日以降新規



# サービス事業所指定基準

- 人員、設備、運営の基準については、現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同様の基準とします。
- 同一の事業所において要支援者等と要介護者とを一体的にサービスを提供する場合、現行と同様に、要支援者等と要介護者を合わせた数で基準を満たす必要があります。

# 訪問型・通所型サービス単価基準

平成27年4月1日以降に都道府県から指定を受けた事業所

項目	介護予防訪問介護相当	介護予防通所介護相当
サービス種類名	介護予防訪問介護相当サービス (≒訪問型サービス)	介護予防通所介護相当サービス (≒通所型サービス)
サービスコード	A2	A6
指定	名取市への新規の事業申請が必要となる。	
算定構造・単位数	サービスコード表	
利用者負担	定率	
利用者負担割合	予防給付と同様 ※負担割合証に記載された割合に応じる	
支給限度額管理対象/ 対象外	国が規定 ※現行の予防給付での取扱と同じ	
レセプト請求	<u>1回あたりの単価</u> もしくは 日割りコード×サービスの提供日数 ※現行の予防給付での取扱と異なる。	
市町村の事業所指定に 関する審査	あり	

# 訪問型サービス単位（単価） ・ 対象者

サービス内容略称	単 位	名取市の対象者
訪問型サービス (みなし)Ⅳ	1回につき266単位 (週1回程度)	事業対象者・要支援1・2
訪問型サービス (みなし)Ⅴ	1回につき270単位 (週2回程度)	事業対象者・要支援1・2
訪問型サービス (みなし)Ⅵ	1回につき285単位 (週3回以上)	要支援2

## 通所型サービス単位・対象者

サービス内容略称	単 位	名取市の対象
通所型サービス (みなし) (1回数)	1回につき378単位 (週1回程度)	事業対象者・要支援1
通所型サービス (みなし) (2回数)	1回につき389単位 (週2回程度)	要支援2

# 事業者と利用者の契約等について

総合事業の指定事業者によるサービスを利用する場合

現在の予防給付等と同様に、指定事業者は、利用者に対して重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ていただいた上で、サービス提供が開始されます。

利用者	契約書	重要事項説明書
既利用者（要支援者）※1	再契約	（再）同意
新規 （要支援者・事業対象者）	新規契約	同意

※1 既利用者（要支援者）とは、現在、予防給付（例：訪問介護）を利用していて、平成29年4月1日以降、総合事業（例：介護予防訪問介護相当サービス）を利用する場合をいいます。

# 契約書・重要事項説明書の変更点

総合事業移行に伴い一部文言の変更等が必要となります。

## ①サービスの種類

介護予防訪問介護→第一号訪問事業【介護予防訪問介護相当サービス】

介護予防通所介護→第一号通所事業【介護予防通所介護相当サービス】

## ②利用料（基本利用料・利用者負担）

## ③ 記録の保存期間

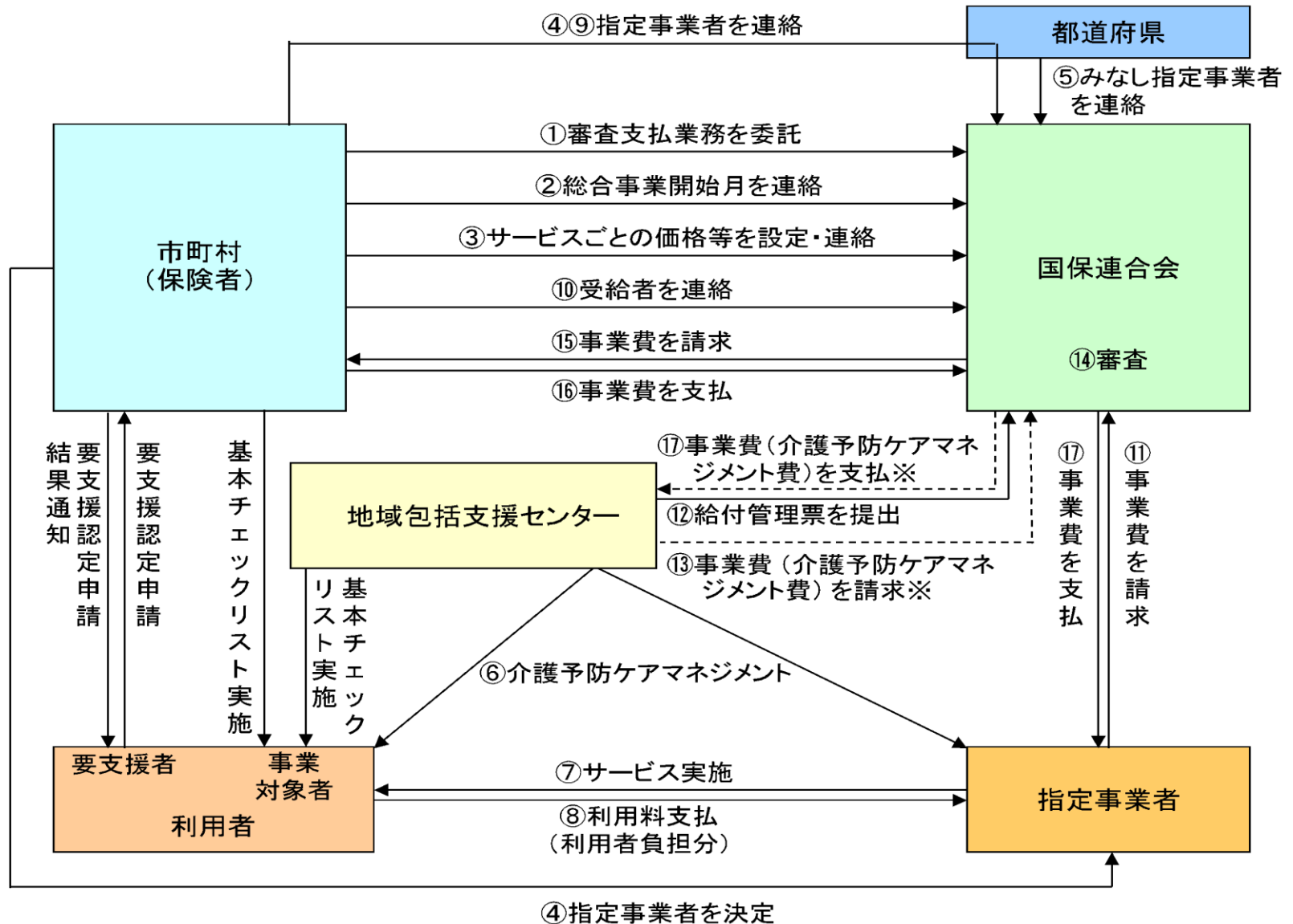
2年間→5年間



# 請求事務について

---

# 利用者が事業のみを利用する場合

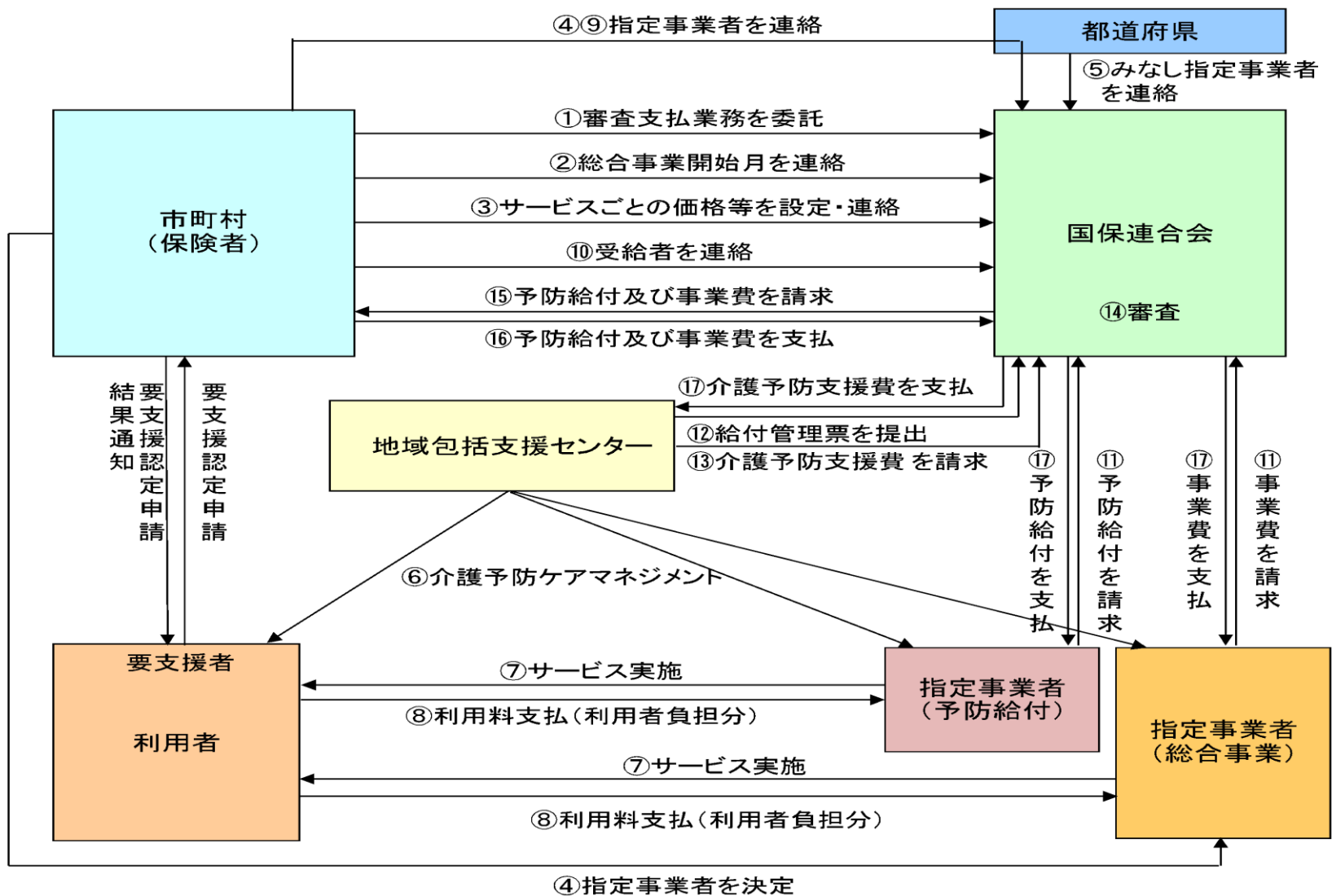


# 国保連合会の審査支払業務の流れ

## (1) 利用者が事業のみを利用する場合

サービス提供月前月	⑥	介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センターは、利用者・事業者と調整して、介護予防ケアマネジメントを行う。	
サービス提供月	⑦	サービス実施	事業者が利用者へサービス実施。	
	⑧	利用料支払 (利用者負担分)	利用者は事業者へ利用料を支払う(利用者負担分)。	
提供月翌月	月初	⑨	指定事業者を連絡	事業所情報に異動があった場合に、市町村が、都道府県経由で、国保連合会へ「事業所異動連絡票情報」を送付。
		⑩	受給者を連絡	受給者情報に異動があった場合に、市町村が「受給者異動連絡票情報」を国保連合会へ送付。 ※要支援者及び事業対象者の情報を送付する。 ※要支援者については、従来、送付されている「受給者異動連絡票情報」の情報を活用するため、総合事業開始時に新たに送付する必要はない。
	10日まで	⑪	事業費を請求	事業者は国保連合会へ請求明細書を提出して、事業費を請求する。
		⑫	給付管理票を提出	地域包括支援センターは国保連合会へ給付管理票を提出する。 ※給付管理の審査を行う場合は給付管理票の提出が必要。行わない場合は提出は不要。
		⑬	事業費(介護予防ケアマネジメント費)を請求	請求明細書(介護予防ケアマネジメント費)を提出する。 ※介護予防ケアマネジメント費の審査支払を国保連合会に委託しない場合は請求は不要。
	5	⑭	審査	国保連合会は審査を行う
	提供月翌々月	20日まで	⑮	事業費を請求
25日まで		⑯	事業費を支払	市町村は国保連合会へ事業費及び審査支払手数料を支払う。
月末まで		⑰	事業費を支払	国保連合会は事業者へ事業費を支払う。

# 利用者が予防給付と事業を利用する場合



# 国保連合会の審査支払業務の流れ

## (2) 利用者が予防給付と事業を利用する場合

サービス提供月前月	⑥	介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センターは、利用者・事業者と調整して、介護予防ケアマネジメントを行う。	
サービス提供月	⑦	サービス実施	事業者が利用者へサービス実施。	
	⑧	利用料支払 (利用者負担分)	利用者は事業者へ利用料を支払う(利用者負担分)。	
提供月翌月 サービス	月初	⑨	指定事業者を連絡	事業所情報に異動があった場合に、市町村が、都道府県経由で、国保連合会へ「事業所異動連絡票情報」を送付。
		⑩	受給者を連絡	受給者情報に異動があった場合に、市町村が「受給者異動連絡票情報」を国保連合会へ送付。 ※要支援者については、従来、送付されている「受給者異動連絡票情報」の情報を活用するため、総合事業開始時に新たに送付する必要はない。
	10日まで	⑪	予防給付及び事業費を請求	事業者は国保連合会へ請求明細書を提出して、予防給付及び事業費を請求する。
		⑫	給付管理票を提出	地域包括支援センターは国保連合会へ給付管理票を提出する。
		⑬	介護予防支援費を請求	請求明細書(介護予防支援費)を提出する。
、	⑭	審査	国保連合会は審査を行う	
提供月翌々月 サービス	20日まで	⑮	予防給付及び事業費を請求	国保連合会は市町村へ予防給付、事業費及び審査支払手数料を請求する。
	25日まで	⑯	予防給付及び事業費を支払	市町村は国保連合会へ予防給付、事業費及び審査支払手数料を支払う。
	月末まで	⑰	予防給付及び事業費を支払	国保連合会は事業者へ予防給付及び事業費を支払う。

# 国保連合会への審査支払業務の委託における事務処理の流れ

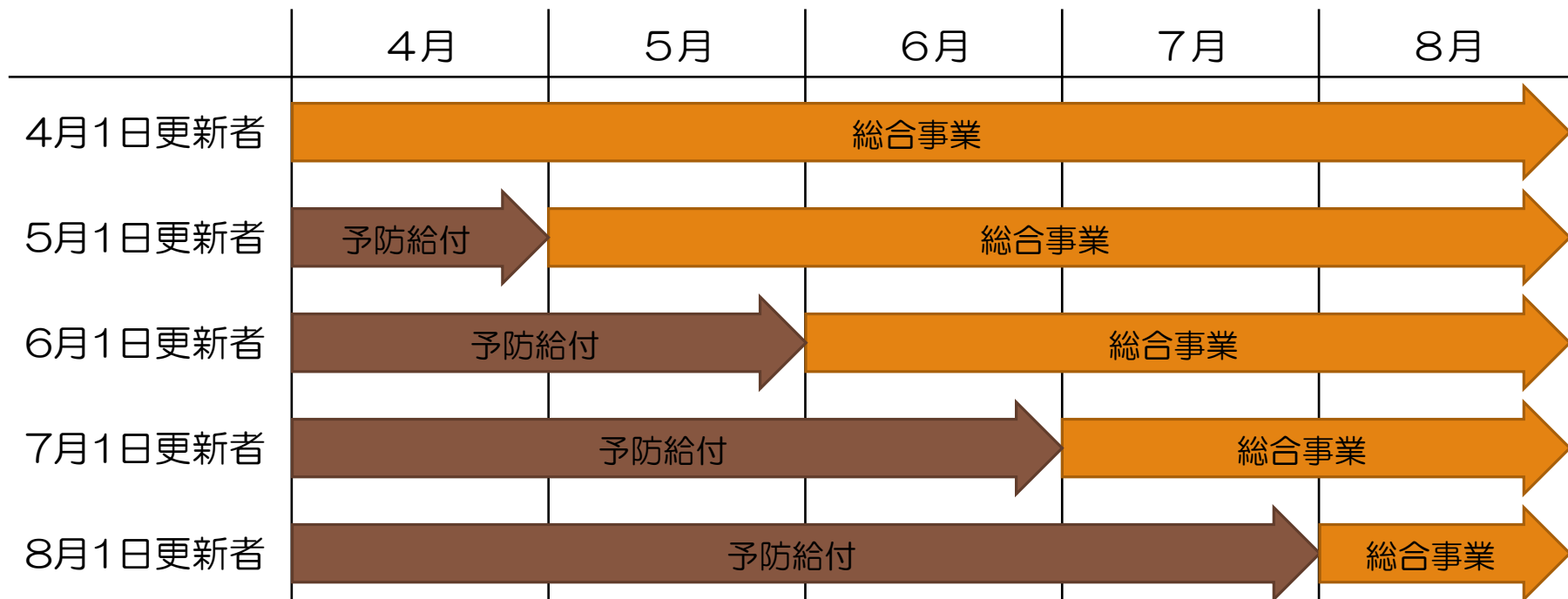
※事務処理月次について

従来の給付管理と同様⇒サービス利用月の翌月10日までに

※切り替えについて

4月1日認定更新の方から順次、介護予防・日常生活支援総合事業に請求を切り替えていきます。

※サービス事業所における様式の取扱（例：訪問または通所のみ事業所の場合）



# サービス種類

総合事業に関するサービスコードについては下記の表となりますが、市町村独自で実施しているサービスについては、サービス内容に対するコードや単位数を市町村で決定します。

	コード	サービスの種類	備考
訪問型サービス	A1	訪問型サービス(みなし)	サービスコード・単位数等は国が規定
	A2	訪問型サービス(独自)	サービスコードは国が規定 単位数等は国が規定(上限有)
	A3	訪問型サービス(独自・定率)	サービスコード・単位数等は市町村が規定
	A4	訪問型サービス(独自・定額)	サービスコード・単位数等は市町村が規定
通所型サービス	A5	通所型サービス(みなし)	サービスコード・単位数等は国が規定
	A6	通所型サービス(独自)	サービスコードは国が規定 単位数等は国が規定(上限有)
	A7	通所型サービス(独自・定率)	サービスコード・単位数等は市町村が規定
	A8	通所型サービス(独自・定額)	サービスコード・単位数等は市町村が規定
	AF	介護予防ケアマネジメント費	サービスコード・単位数等は市町村が規定

みなしは平成27年3月31日までに指定された予防訪問介護・予防通所介護事業所です。(コードA1及びA5)

# 請求に関する様式

様式番号	様式名
様式第1の2	介護予防・日常生活支援総合事業費請求書【新様式】
様式第2の3	介護予防・日常生活支援総合事業費明細書【新様式】
様式第11	給付管理票【従来の様式】